

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

告 示

○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課) 1

告 示

北海道告示第438号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により告示する。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達也

1(1) 処分をした年月日	平成15年3月7日	
(2) 処分を受けた者		
商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号
株式会社木公園	札幌市東区北6条東20丁目1番12号	般-13、特-13
角田孝純		石第7609号
福中建設株式会社	岩見沢市岡山町18番地15	般-13、特-13
阿部修		空第120号
共和土建工業株式会社	同 7条東10丁目4番地1	般-13
羽生裕夫		空第155号
株式会社砂子組	奈井江町字チャシュナイ987番地10	特-13
砂子邦弘		空第175号
栄建設株式会社	岩見沢市岡山町18番地9	特-12
佛田貞義		空第357号
馬淵建設株式会社	同 大和4条7丁目4番地6	特-14
馬淵智康		空第369号
玉田産業株式会社	同 4条西15丁目3番地	般-14、特-14
玉田忠		空第569号
丸玉建設運輸株式会社	同 大和2条8丁目6番地	般-12
		空第655号

玉田孝	同	7条東8丁目3番地25	般-14
株式会社千徳建設			空第694号
千徳波子	同	8条西23丁目1番地	般-13、特-13
公南建設株式会社			空第714号
佐々木豊和	同	中幌向町202番地	特-13
株式会社村土建			空第781号
村秀雄	同	2条東18丁目1番地	般-14、特-14
及川産業株式会社			空第786号
及川秀昭	同	志文本町2条5丁目5番地	般-13
株式会社マルタカ			空第839号
高橋土建	同	4条東15丁目3番地	特-14
高橋慶裕			空第848号
株式会社ホクレン	同	大和3条9丁目14番地	般-14
油機サービス			空第857号
藤田久雄	同	美園1条2丁目1番5号	特-13
株式会社きたいち			空第962号
北市宗三	同	上幌向南1条5丁目1278番地1	般-11
高橋建設株式会社			空第1121号
出羽憲治	同	岡山町18番地26	般-11、12
高谷土建株式会社			空第1167号
高谷克	同	南町8条2丁目1番5号	般-12、特-12
株式会社米川建運			空第1247号
米川利昭	同	三笠市美和町192番地3	特-14
角浪建設株式会社			空第1369号
川浪武雄	同	栗沢町美流渡錦町123番地1	般-14
株式会社村井建設			空第1550号
工業所	同	岩見沢市稔町71番地94	般-14
村井ミチエ			空第1554号
富建業株式会社	同	志文町995番地66	般-12
米川富男			空第1727号
株式会社政安土木	同	上幌向529番地10	般-13、特-13
政安清美			空第1840号
有限会社庭建はしもと	同	2条東16丁目9番地2	般-12、特-12
橋本新治			空第1980号
小谷産業株式会社	同		
小谷信			
石中建設興業株式会社	同		

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

奥山憲治 株式会社新栄土建 的場雅子	岩見沢市栄町3丁目23番地65	般 - 12 空第1989号
有限会社鈴木造園 鈴木政夫	同 栄町7丁目46番地	般 - 13 空第2004号
平野建設株式会社 平野重義	同 北3条西4丁目1番12号	般 - 12 空第2176号
守人建設株式会社 福田幹夫	同 北本町東9丁目5番9号	般 - 14、特 - 14 空第2362号
株式会社大輪 村木正幸	同 金子町206番地	般 - 11、14 空第2896号
有限会社高瀬興業 高瀬優	同 北本町東10丁目4番2号	般 - 13 空第3053号
有限会社菱和重機 番場雅樹	同 北3条西17丁目7番地	般 - 14 空第3067号
芙蓉建設株式会社 中川庄一	美幌町字東2条北1丁目12番地	般 - 14、特 - 14 網第551号

(3) 処分の内容

ア 営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次に掲げる条件に該当するもの

(ア) 次のいずれかに該当する建設業の営業であること。

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、鋼構造物工事業又は造園工事業

(イ) 次のいずれかに該当する建設工事であるもの

a 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号。以下「税法」という。）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第18条に規定する法人が発注者であるもの

b その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの（aに該当するものを除く。）

イ 営業停止の期間

平成15年3月18日から27日までの10日間

(4) 処分の原因となった事実

平成11年4月1日以降において岩見沢市が標準型指名競争入札と称する方法により建設部、産業経済部及び水道部において一般土木工事又は造園工事として発注した工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることによ

り、公共の利益に反して、それぞれの工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第3条の規定に違反するものとして、平成15年1月30日付けで公正取引委員会から独禁法第48条第2項の規定に基づく勧告を受け、独禁法第48条第3項の規定により応諾している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

2(1) 処分をした年月日	平成15年3月7日		
(2) 処分を受けた者			
商号又は名称及び 代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可 の番号	
南建具製作所 南一夫	岩見沢市8条東11丁目14番地17	般 - 14 空第4号	
及川建設株式会社 及川春雄	同 南町9条2丁目2番7号	般 - 13 空第14号	
上志文成材建設株式 会社 山田嘉照	同 上志文町88番地1	般 - 13 空第96号	
松浦建設株式会社 松浦淳一	同 3条西5丁目1番地	般 - 13、特 - 13 空第100号	
日東建設株式会社 近藤寛	同 駒園3丁目1番1号	特 - 13 空第131号	
株式会社岡山組 岡山一	同 元町1条西1丁目	特 - 13 空第320号	
柏崎建設株式会社 柏崎昭朗	同 11条西1丁目2番地	般 - 13 空第355号	
株式会社細谷組 細谷武	同 1条東11丁目4番地	般 - 14 空第358号	
武部建設株式会社 武部豊樹	三笠市萱野219番地	般 - 14、特 - 14 空第520号	
株式会社小坂工務 店 小坂三吉	岩見沢市7条東1丁目20番地	般 - 13 空第535号	
株式会社菊地組 菊地敏宏	同 元町1条東5丁目24番地	般 - 13 空第684号	
井上建設 井上秀雄	同 元町1条東8丁目14番地	般 - 14 空第711号	

有限会社奥山建築設計事務所 奥山雅司	同	幌向南1条1丁目56番地6	般 - 13 空第713号
株式会社雁部工業所 加藤義之		岩見沢市4条西17丁目9番地	般 - 14 空第772号
目黒建設株式会社 目黒利幸	同	美園1条1丁目	般 - 12 空第830号
岡林建設株式会社 岡林秀樹	同	北3条西6丁目2番7号	般 - 13 空第854号
天井大建工業株式会社 天井桓	同	北4条西11丁目	般 - 14 空第971号
久野板金株式会社 久野勲	同	日の出北3丁目8番1号	般 - 11 空第1099号
株式会社大北建業 波多野修	同	上幌向北1条4丁目754番地8	般 - 12 空第1358号
株式会社西城工業 西城元広	同	大和2条7丁目5番地2	般 - 14 空第1484号
株式会社阿部商工 阿部晴子	同	志文町355番地7	般 - 12 空第1606号
有限会社北伸板金工業 齋藤正一	同	6条西4丁目2番地	般 - 12 空第1752号
山崎商工株式会社 山崎岩雄	同	8条西18丁目7番地	般 - 14 空第1884号
北進技建株式会社 千葉勝夫	同	北2条西20丁目7番地2	般 - 14、特 - 11 空第1952号
杉山建設 杉山伸二	同	北4条西15丁目1番地1	般 - 11 空第2133号
有限会社田中木工業 田中孝三	同	志文町207番地2	般 - 14 空第2217号
有限会社南原工営 南原幹生	同	東町194番地	般 - 12 空第2253号
高畠建具製作所 高畠茂雄	同	志文本町1条2丁目64番地	般 - 11 空第2428号
福居木工 福居和明	同	南町9条5丁目5番15号	般 - 14 空第2583号

昭和マテリアル株式会社 五十嵐 閣	同	上幌向町542番地7	般 - 12 空第2770号
有限会社丸勝三浦建設 三浦勝幸	同	志文町159番地8	般 - 12 空第2774号
有限会社赤間板金 赤間 有	同	6条西11丁目2番地3	般 - 13 空第2862号
株式会社三雄建販 地崎孝三	同	緑町5丁目5番6号	般 - 12、13 空第2991号
有限会社大和建设 鈴木陸郎	同	大和2条5丁目30番地	般 - 14 空第3285号

(3) 処分の内容

ア 営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次に掲げる条件に該当するもの

(ア) 次のいずれかに該当する建設業の営業であること。

建築工事業、大土工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、鉄筋工事業又は消防施設工事業

(イ) 次のいずれかに該当する建設工事であるもの

- a 国、地方公共団体、税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は省令第18条に規定する法人が発注者であるもの
- b その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの（aに該当するものを除く。）

イ 営業停止の期間

平成15年3月18日から27日までの10日間

(4) 処分の原因となった事実

平成11年4月1日以降において岩見沢市が標準型指名競争入札と称する方法により建設部及び産業経済部において建築工事として発注した工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことが、独禁法第3条の規定に違反するものとして、平成15年1月30日付けで公正取引委員会から独禁法第48条第2項の規定に基づく勧告を受け、独禁法第48条第3項の規定により応諾している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

3(1) 処分をした年月日	平成15年3月7日		
(2) 処分を受けた者	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号	(ア) 次のいずれかに該当する建設業の営業であること。
商号又は名称及び代表者の氏名	岩見沢市7条西15丁目3番地3	般 - 13 空第81号	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
北海管工株式会社 柴野美智子	同 7条西11丁目10番地5	般 - 13、14 特 - 13 空第137号	(イ) 次のいずれかに該当する建設工事であるもの
日管建設株式会社 小坂昭男	同 8条西23丁目1番地2	般 - 13 空第384号	a 国、地方公共団体、税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は省令第18条に規定する法人が発注者であるもの
株式会社ダイイチ設備 清水英孝	同 8条東6丁目1番地	般 - 14、特 - 14 空第674号	b その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの（aに該当するものを除く。）
瓜生設備工業株式会社 瓜生仁	同 4条東12丁目	特 - 14 空第704号	イ 営業停止の期間
共進工業株式会社 新川勝久	同 7条西12丁目78番地	般 - 11 空第950号	平成15年3月18日から27日までの10日間
有限会社サークル暖房 多田元	同 10条西22丁目3番地1	般 - 14 空第1195号	(4) 処分の原因となった事実
建成産業株式会社 加納正行	同 駒園8丁目3番4号	般 - 13 空第1374号	平成11年4月1日以降において岩見沢市が標準型指名競争入札と称する方法により建設部、産業経済部及び水道部において管工事として発注した工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことが、独禁法第3条の規定に違反するものとして、平成15年1月30日付けで公正取引委員会から独禁法第48条第2項の規定に基づく勧告を受け、独禁法第48条第3項の規定により応諾している。
岩見沢水道設備工業株式会社 山崎幸夫	同 大和3条6丁目20番地	般 - 13、特 - 13 空第1396号	このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。
株式会社大有 天野宏子	同 日の出北1丁目6番18号	般 - 13、特 - 13 空第1848号	4(1) 処分をした年月日 平成15年3月7日
道央興産株式会社 植田米男	同 美園4条2丁目11番地	般 - 12 空第2647号	(2) 処分を受けた者
有限会社若浦 若浦俊夫	同 栄町8丁目25番地2	特 - 11 空第2660号	商号又は名称及び代表者の氏名
株式会社栄泉 林秀徳	同 5条東16丁目15番地	般 - 12 空第2967号	主たる営業所の所在地
株式会社空知総合企画 小林義之	同 札幌市中央区南1条西9丁目1番2	般 - 12 空第456号	秋津道路株式会社 渡辺一郎
(3) 処分の内容	同 中央区北2条東17丁目2番地	特 - 13 空第562号	大同舗道株式会社 岩田基義
ア 営業停止の範囲	同 西区福井495番地	般 - 13 空第17659号	加藤舗道工業株式会社 加藤宏明
北海道の区域内における建設業の営業のうち、次に掲げる条件に該当するもの	同 栗山町字大井分326番地	特 - 11 空第356号	共立道路株式会社 鶴川昌久
ア 営業停止の範囲	同 美唄市字美唄1469番地9	般 - 12、特 - 12 空第1728号	北有建設株式会社 山口英男
(3) 処分の内容			(3) 処分の内容

ア 営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次に掲げる条件に該当するもの

(ア) 次に該当する建設業の営業であること。

ほ装工事業

(イ) 次のいずれかに該当する建設工事であるもの

a 国、地方公共団体、税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）

又は省令第18条に規定する法人が発注者であるもの

b その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの

（aに該当するものを除く。）

イ 営業停止の期間

平成15年3月18日から27日までの10日間

(4) 処分の原因となった事実

平成11年4月1日以降において岩見沢市が標準型指名競争入札と称する方法により建設部及び産業経済部においてほ装工事として発注した工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことが、独禁法第3条の規定に違反するものとして、平成15年1月30日付けで公正取引委員会から独禁法第48条第2項の規定に基づく勧告を受け、独禁法第48条第3項の規定により応諾している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成15年3月7日

(2) 処分を受けた者

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号
株式会社日星電機 阪田 章太郎	札幌市東区北6条東4丁目8番地の16	特 - 11 石第2723号
有限会社鶴谷電気 鶴谷 寛安	岩見沢市3条東9丁目4番地34	般 - 13 空第82号
合資会社平尾電気 商会 平尾 雅晴	同 4条東5丁目10番地	般 - 13 空第109号
有限会社谷脇電気 商会 谷脇 日出夫	同 上幌向町697番地	般 - 13 空第291号

大山電気商会 大山 芳男	同	鳩が丘2丁目5番7号	般 - 14 空第581号
株式会社雨池電気 雨池 隆	同	2条西11丁目3番地1	般 - 14 空第589号
株式会社中山電気 松下 敏彦	同	南町5条1丁目3番24号	般 - 13 空第708号
協和電機工業株式会社 入倉 伸一	同	岡山町18番地10	般 - 14 空第750号
株式会社共成電機 商会 塚原 芳郎	同	7条西2丁目2番地	般 - 11 空第1017号
株式会社タカサキ 電設 高崎 英雄	同	大和3条5丁目5番地2	般 - 13 空第1308号
株式会社南部電設 工業 南部 博明	三笠市弥生町1丁目7番地		特 - 13 空第1334号
千葉電気工事株式会社 千葉 嘉男	岩見沢市東山町22番地71		般 - 13、特 - 13 空第2002号
株式会社創電 松永 忠良	同	大和2条2丁目17番地5	特 - 13 空第2115号
山口電気商会 山口 邦雄	同	5条西11丁目1番地9	般 - 12 空第2232号
有限会社杉山電設 杉山 時治	同	栄町1丁目41番地	般 - 13 空第2438号
浜田電設 浜田 了	同	緑町3丁目1番22号	般 - 13 空第2542号
有限会社吉成備電 吉成 幸雄	同	春日町1丁目2番3号	般 - 11 空第2749号

(3) 処分の内容

ア 営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次に掲げる条件に該当するもの

(ア) 次のいずれかに該当する建設業の営業であること。

電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業

(イ) 次のいずれかに該当する建設工事であるもの

a 国、地方公共団体、税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）

又は省令第18条に規定する法人が発注者であるもの

- b その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの（aに該当するものを除く。）

イ 営業停止の期間

平成15年3月18日から27日までの10日間

(4) 処分の原因となった事実

平成11年4月1日以降において岩見沢市が標準型指名競争入札と称する方法により建設部及び産業経済部において電気工事として発注した工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことが、独禁法第3条の規定に違反するものとして、平成15年1月30日付けで公正取引委員会から独禁法第48条第2項の規定に基づく勧告を受け、独禁法第48条第3項の規定により応諾している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成15年3月7日

(2) 処分を受けた者

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号
株式会社小木組 小木正弘	岩見沢市12条西2丁目5番地	般-13、特-13 空第144号

(3) 処分の内容

ア 営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次に掲げる条件に該当するもの

(ア) 次のいずれかに該当する建設業の営業であること。

土木工事業、とび・土工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、鋼構造物工事業、造園工事業、管工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業

(イ) 次のいずれかに該当する建設工事であるもの

- a 国、地方公共団体、税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は省令第18条に規定する法人が発注者であるもの
- b その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの（aに該当するものを除く。）

イ 営業停止の期間

平成15年3月18日から27日までの10日間

(4) 処分の原因となった事実

平成11年4月1日以降において岩見沢市が標準型指名競争入札と称する方法により建設部、産業経済部及び水道部において一般土木工事、造園工事又は管工事として発注した工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことが、独禁法第3条の規定に違反するものとして、平成15年1月30日付けで公正取引委員会から独禁法第48条第2項の規定に基づく勧告を受け、独禁法第48条第3項の規定により応諾している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成15年3月7日

(2) 処分を受けた者

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号
勝井建設工業株式会社 芥川勝行	岩見沢市岡山町12番地53	般-13、特-13 空第8号
相川建設株式会社 相川邦隆	同 1条東5丁目3番地	般-12、特-12 空第308号
三光建設株式会社 姫田克寛	同 志文町263番地5	特-12 空第410号
株式会社谷川工業所 谷川栄	同 6条西11丁目1番地7	般-13 空第779号
千田工業株式会社 千田一彦	同 5条東1丁目2番地5	般-14、特-14 空第800号
株式会社西方建設 西方徹男	同 北3条西4丁目1番27号	般-12 空第2167号

(3) 処分の内容

ア 営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次に掲げる条件に該当するもの

(ア) 次のいずれかに該当する建設業の営業であること。

土木工事業、とび・土工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、鋼構造物工事業、造園工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、鉄筋工事業又は消防施設工事業

(イ) 次のいずれかに該当する建設工事であるもの

- a 国、地方公共団体、税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は省令第18条に規定する法人が発注者であるもの
- b その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの（aに該当するものを除く。）

イ 営業停止の期間

平成15年3月18日から27日までの10日間

(4) 処分の原因となった事実

平成11年4月1日以降において岩見沢市が標準型指名競争入札と称する方法により建設部、産業経済部及び水道部において一般土木工事、造園工事又は建築工事として発注した工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことが、独禁法第3条の規定に違反するものとして、平成15年1月30日付けで公正取引委員会から独禁法第48条第2項の規定に基づく勧告を受け、独禁法第48条第3項の規定により応諾している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

8(1) 処分をした年月日	平成15年3月7日		
(2) 処分を受けた者			
商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号	
北立舗道株式会社 及川大海 有限会社金沢土木 山口順市	岩見沢市1条東15丁目2番地 同 岡山町129番地31	特-13 空第268号 般-14 空第1730号	

(3) 処分の内容

ア 営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次に掲げる条件に該当するもの

(ア) 次のいずれかに該当する建設業の営業であること。

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、鋼構造物工事業、造園工事業又はほ装工事業

(イ) 次のいずれかに該当する建設工事であるもの

- a 国、地方公共団体、税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は省令第18条に規定する法人が発注者であるもの
- b その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの（aに該当するものを除く。）

イ 営業停止の期間

平成15年3月18日から27日までの10日間

(4) 処分の原因となった事実

平成11年4月1日以降において岩見沢市が標準型指名競争入札と称する方法により建設部、産業経済部及び水道部において一般土木工事、造園工事又はほ装工事として発注した工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことが、独禁法第3条の規定に違反するものとして、平成15年1月30日付けで公正取引委員会から独禁法第48条第2項の規定に基づく勧告を受け、独禁法第48条第3項の規定により応諾している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成15年3月7日

(2) 処分を受けた者

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号
株式会社カツイ 勝井裕幸	岩見沢市9条西1丁目10番地1	般-13、特-13 空第18号

(3) 処分の内容

ア 営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次に掲げる条件に該当するもの

(ア) 次のいずれかに該当する建設業の営業であること。

建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、鉄筋工事業、消防施設工事業、管工事業、水道施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業

(イ) 次のいずれかに該当する建設工事であるもの

- a 国、地方公共団体、税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は省令第18条に規定する法人が発注者であるもの
- b その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの（aに該当するものを除く。）

イ 営業停止の期間

平成15年3月18日から27日までの10日間

(4) 処分の原因となった事実

平成11年4月1日以降において岩見沢市が標準型指名競争入札と称する方法により建

設部、産業經濟部及び水道部において建築工事又は管工事として発注した工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことが、独禁法第3条の規定に違反するものとして、平成15年1月30日付けで公正取引委員会から独禁法第48条第2項の規定に基づく勧告を受け、独禁法第48条第3項の規定により応諾している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成15年3月7日

(2) 処分を受けた者

商号又は名称及び 代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可 の番号
北央道路工業株式 会社 北島良弘	札幌市東区北8条東1丁目1番35号	特-14 石第1935号

(3) 処分の内容

ア 営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次に掲げる条件に該当するもの

(ア) 次のいずれかに該当する建設業の営業であること。

ほ装工事業

(イ) 次のいずれかに該当する建設工事であるもの

a 国、地方公共団体、税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）

又は省令第18条に規定する法人が発注者であるもの

b その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの

（aに該当するものを除く。）

イ 営業停止の期間

平成15年3月18日から4月1日までの15日間

(4) 処分の原因となった事実

平成11年4月1日以降において岩見沢市が標準型指名競争入札と称する方法により建設部及び産業經濟部においてほ装工事として発注した工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことが、独禁法第3条の規定に違反するものとして、平成15年1月30日付けで公正取引委員会から独禁法第48条第2項の規定に基づく勧告を受け、独禁法第48条第3項の規定により応諾している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。